

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行情）諮問第411号）

答申日：平成31年1月21日（平成30年度（行情）答申第386号）

事件名：学習障害児（者）に対する相談支援をしている発達障害者支援センターが分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「学習障害児（者）に対する相談支援をしている発達障害者支援センターが分かる文書（現時点のもの）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「発達障害者支援センターの一覧（発達障害情報・支援センターHP掲載）」（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が「発達障害者支援センター実績報告書の集計データ（学習障害の該当部分）」（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示すべきとしていることについては、別紙に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月22日付け厚生労働省発障0622第23号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成30年4月25日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年6月26日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

開示した原処分を維持した上で、新たな文書を特定し、当該文書を全部開示する。

3 理由

- (1) 本件審査請求に係る開示請求は「学習障害児（者）に対する相談支援をしている発達障害者支援センターがわかる文書（現時点のもの）」の開示を求めるものである。

開示請求時は、発達障害者支援センターの一覧を開示したが、請求にともない、改めて文書を検索。発達障害者支援センター実績報告書の集計データ（学習障害の該当部分）も開示請求対象行政文書と特定し、開示することが適当であると判断。以上の点から、原処分を維持した上で、新たに、上記文書を請求文書と特定し、開示することが妥当であると考ええる。

- (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書の特定に誤りがある」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであり、以上のとおり、原処分を維持した上で、新たに上記文書を対象文書として特定し、開示することが妥当であると考ええる。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持した上で、新たに対象文書を特定し、開示することが妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年9月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月20日 | 審議 |
| ④ 平成31年1月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書1を特定し、その全部を開示する原処分を行ったところ、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書2を追加して特定し、開示すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書の特定の妥当性について、理由説明書（上記第3の3(1)）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

- ア 本件審査請求に係る開示請求は「学習障害児（者）に対する相談支援をしている発達障害者支援センターがわかる文書（現時点のもの）」の開示を求めるものである。
- イ 発達障害者支援法2条1項において、「「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定められており、同条2項において、「「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と定められていることから、学習障害児（者）は、発達障害者に含まれるものである。
- ウ そして、発達障害者支援法14条1項において、都道府県知事（同法25条の規定により指定都市が事務を処理する場合における指定都市の長を含む。）は、発達障害者に対する専門的な発達支援及び就労の支援等の業務を発達障害者支援センターに行わせることができると定められており、全ての発達障害者支援センターにおいて、学習障害児（者）を含む発達障害者に対する支援を実施していることから、本件開示請求に対し、「発達障害者支援センターの一覧（発達障害情報・支援センターHP掲載）」（本件対象文書1）を特定し、開示した原処分は妥当である。
- エ また、本件審査請求に伴い、改めて文書を探索したところ、「発達障害者支援センター実績報告書の集計データ（学習障害の該当部分）」（本件対象文書2）には、学習障害を含む発達障害の類型ごとに、相談支援を実施している発達障害者支援センターの名称等が記載されていることから、本件請求文書に該当するものとして当該文書も追加して特定し、開示すべきである。
- (2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明のとおり、本件対象文書1には、発達障害者支援センターの名称等が都道府県等ごとに記載されていることが認められ、本件対象文書2には、学習障害を含む発達障害の類型ごとに、発達支援に重点を置いた相談支援を実施している発達障害者支援センターの名称等が記載されていることが認められ、原処分において本件対象文書1を特定したこと及び諮問に当たり本件対象文書2を追加して特定すべきとしていることは妥当であるとする上記(1)の諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然、不合理であるとは認められない。
- (3) 一方、諮問庁は、別件諮問事件において、法律上の発達障害者に対する相談支援の実績が分かる文書として、別紙の1に掲げる文書を特

定し、開示すべきとし、学習障害の就労支援の実績が分かる文書として、別紙の2に掲げる文書を特定し、開示すべきとしているとのことであり、当審査会において、諮問庁から厚生労働省が保有する別紙に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、いずれの文書にも、学習障害を含む発達障害の類型ごとに、相談支援を実施している発達障害者支援センターの名称等が記載されていることが認められる。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものとして、別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示すべきとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 集計のために各都道府県等から提出された報告書
- 2 発達障害者支援センター実績報告書の集計データ（2. 相談支援・就労支援）